

「明石市いじめ防止基本方針（素案）」への意見公募結果

1 意見公募の概要

- (1) 実施期間 2026年（令和8年）4月8日（水）～同年5月7日（木）
 (2) 意見提出者数 10名

2 提出された意見の概要およびそれに対する市の考え方

提出されたご意見は、趣旨を損ねない範囲で要約しています。また、同種の意見は一つにまとめています。

No.	意見の概要	市の考え方
1	「こどもを核としたまちづくり」の理念のもと、社会全体でこどもの育ちを支え、こどもの意見表明権を尊重する素案の基本的な方向性に深く賛同する。	いじめ対策についても、「こどもを核としたまちづくり」の一環として、社会全体で取り組んでいきます。こどもの思いを丁寧に聴き、誠実に向き合っていきます。
2	いじめには、従来いじめとされてこなかったようなもので多種多様な行為が含まれるというのは大賛成だが、事案によってこどもへの対応において「いじめ」という言葉を使わずに指導するのは、丁寧に柔軟な対応とは思えない。逆に、いじめが発生したことを隠したり、否定しているような対応に感じる。	いじめ防止対策推進法の「いじめ」の定義は広く、多種多様な行為が含まれます。そのため、国の基本方針には、「いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。」と記載されており、それに準拠して基本方針素案にも記載していました。 「いじめ」という言葉を使わない指導は柔軟な対応の一例ではありますが、ご指摘いただいたようなご意見もあることを踏まえ、より丁寧に説明が必要であると判断しました。本基本方針は、本市のいじめ対策の基本的な方向性や考え方を示すことに主眼を置いています。そのため、「いじめ」という言葉を使わない指導に関する記載は、本基本方針からは削除しました。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
3	いじめをされた子のケアはもちろん大切だが、いじめをした子に対しても、より厳格かつ毅然とした措置（出席停止の柔軟な運用や別室の個別学習支援など）を講じられる仕組みを、市として具体的に強化してほしい。	本基本方針は、本市のいじめ対策の基本的な方向性や考え方を示すものと位置づけています。そのため、具体的な対応方法についての記載は見送らせていただきました。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
4	いじめをした子に対する自宅待機や別室登校（別室指導）などの物理的隔離措置を明記し	なお、出席停止制度は、本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度であ

	てほしい。	ることを踏まえ、その運用については丁寧な議論を重ね、広くご理解をいただく必要があると考えています。
5	犯罪行為の疑いがある事案について、学校から警察へ即座に通報・相談を行う具体的な基準を明記してほしい。	現在、犯罪行為に該当する可能性のあるいじめ事案については、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（令和5年2月7日発出文部科学省通知）を参考に、ケースごとの事情に応じて警察との連携を行っています。学校から警察へ通報・相談を行う具体的な基準については、警察等の関係機関との調整を要します。 本基本方針は、本市のいじめ対策の基本的な方向性や考え方を示すものと位置づけています。そのため、具体的な対応の基準等についての記載は見送らせていただきました。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
6	こどもにとって大人に相談することが時にハードルが高いものだという課題について、その理由を踏み込んで記載することで、保護者や教職員の理解が深まり、言わなかったこどもを責めてしまう二次被害を防ぐことができると思う。	こどもにとっての相談のハードルを下げることは、いじめの未然防止、早期発見のために大変重要なことであると考えています。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
7	障害のあるこども、外国にルーツを持つこども、性的マイノリティなど、いじめの対象になりやすい特性を持つこどもたちへの理解と配慮を明示して、教職員や地域の意識付けを強化してほしい。	いじめの対象になりやすい特性としてどのようなものがあり、そのような特性を持つ子がいじめの対象とならないよう、どのような対策をしていくべきかについては、丁寧な議論を重ねる必要があると考えています。 いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
8	市は、いじめの未然防止を主眼としていじめ対策に取り組むとあるが、早期発見・再発防止を主眼とした方がよい。未然防止を主眼とすると、いじめの発生件数のより少ない学校・先生が高評価となってしまう。	いじめの未然防止、早期発見、再発防止は、いじめ防止対策推進法の3つの柱でもあり、本市においても、いずれもが重要な視点であると考えています。その中で、まずは未然に防止することが、こどもが安心して暮らすために必要なことと考えています。 現在、明石市立学校においては、全教職員がいじめの定義を正しく理解し、いじめを認知したら早期にチームでの対応をすることを周知徹底しています。早期にいじめとして扱った結果、いじめの認知件数が増加することが想定されます。したがって、本市では、いじめの認知件数の増加だけをもってその学校や教職員をマイナス評価とすることはありません。ご指摘いただきたいいじめの認知件数の少ない学校や教職員が高評価となるような取扱いは一切しておりません。 誤解を招く状況があるのならば早期に是正する必要がありますので、いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
9	市は、制度改定や運用変更を教職員に周知し	本基本方針は、本市のいじめ対策の基本的な方向性や考え

	た事実のみならず、研修実施状況、対象範囲、理解確認の方法、未受講者への対応等について公表すべきである。	方を示すものと位置づけています。そのため、具体的な対応手順や業務フロー等についての記載は見送らせていただきました。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
10	市は、学校・教育委員会とは別に相談できる相談支援、弁護士等の専門家へのアクセス支援その他の必要な支援体制を整えてほしい。いじめをされた子の保護者は、子の付添い、学校等との連絡調整、医療機関への対応等の過大な負担が集中することがあるので、市は、保護者が迅速に利用できる生活支援、相談支援及び費用負担軽減措置を整えるべきである。	いじめをされた子だけでなく、その子を支える周囲の大人への支援も重要であると考えています。 本基本方針は、本市のいじめ対策の基本的な方向性や考え方を示すものと位置づけています。そのため、具体的な対応手順や業務フロー等についての記載は見送らせていただきました。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
11	匿名の相談箱の設置など、いじめを見た子、知った子が報告しやすい仕組みをつくってほしい。	こどもが困っていることを相談しやすい環境をつくることは、いじめの未然防止、早期発見において大変重要であると考えています。そのために、まずは身近な大人（保護者、担任教諭等）に安心して相談できる環境があること、身近な大人に相談しにくい場合にはその子に合った相談方法を自ら選択できることが必要です。 本基本方針は、本市のいじめ対策の基本的な方向性や考え方を示すものと位置づけています。そのため、具体的な対応手順や業務フロー等についての記載は見送らせていただきました。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
12	学校で実施しているいじめアンケートは記名式だが、匿名でも回答できるようにしてほしい。アンケート後の面談についても、苦手な教職員が相手だとこどもは本心を言えない。	
13	こどもにとって「先生に言えば親に伝わる」「親に言えば学校に乗り込む」という連鎖が相談をためらう大きな要因であるから、本人の許可なく親や担任に伝えないことを前提に、こどもと一緒に解決策を考える第三者的な相談窓口の役割を明記し、こどもの安心感を担保すべきである。	
14	いじめの早期発見には周囲からの相談や情報提供が不可欠だが、こどもたちには報復に対する強い恐れがあり、保護者も我が子の不利益や保護者間トラブルへの不安から相談をためらうことが少なくない。相談をしたこどもや保護者を徹底して守る旨を記載する必要がある。	
15	学校にいじめ担当部署を設置し専属の担当者を常駐させるべきである。	現在、学校には生徒指導担当、不登校担当の教職員がおり、事案の内容に応じて、担任や学年主任と共に対応する体制をとっております。教員の人材不足という別の課題もある中で、限られた人材をどのように活かすかが今後の検討課題であると考えています。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
16	教職員間での情報共有を徹底し、担任一人に抱え込ませない。	いじめの対策は、各学校のいじめ対策委員会を中心として、組織的に対応する体制をとっております。担任が早期の段階で状況を学年や管理職等と共有し、担任が一人で抱えずチームで対応するように徹底していきます。

17	いじめをされた子、いじめをした子、担任の三者で話し合いの場を設けて、いじめをされた子、いじめをした子の保護者に連絡して状況を報告する。	本基本方針は、本市のいじめ対策の基本的な方向性や考え方を示すものと位置づけています。そのため、具体的な対応手順や業務フロー等についての記載は見送らせていただきました。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
18	悪質な事案における保護者の緊急呼び出しや再発防止策への署名、外部機関への同行など、保護者が負うべき具体的責任とプロセスを明文化すべきである。	本基本方針は、本市のいじめ対策の基本的な方向性や考え方を示すものと位置づけています。そのため、具体的な対応手順や業務フロー等についての記載は見送らせていただきました。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
19	いじめをされた子が転校をするという理不尽なことが起こらないように、いじめをした子に退学や転校を促してほしい。	いじめをされた子が転校を余儀なくされる事態は避けなければなりません。いじめをした子が同じことを繰り返さないように指導し、その子の成長を促すことが、学校の第一義的役割であると考えています。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
20	学校配付端末と私用スマホ（SNS）の両面に対する大人の見守り（専門業者の活用など）と、こども自身がSOSを出せるオンラインの仕組みの整備を明記すべきである。	学校配付端末では、アクセスできるサイトに制限を設けています。また、令和元年度よりネット見守り活動を実施しており、専門の監視員（コンサルタント）から定期的にSNS等への不適切な投稿についての情報の提供を受け、対処方法について助言を受けています。 SOSを出せるオンラインの仕組みについては、学校配付端末のアプリ内にSOSボタンがあり、こどもがSOSを発すると教職員が教職員用アプリで確認できます。 本基本方針は、本市のいじめ対策の基本的な方向性や考え方を示すものと位置づけています。そのため、具体的な施策についての記載は見送らせていただきました。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
21	相談窓口が学校以外にもあるのは良いことだが、窓口間の横の連携についても具体的に示してほしい。	現在、学校以外の相談窓口では、相談内容に応じて、相談者本人の同意を得た上で学校と情報共有をしています。 本基本方針は、本市のいじめ対策の基本的な方向性や考え方を示すものと位置づけています。そのため、具体的な対応手順や業務フロー等についての記載は見送らせていただきました。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
22	保護者が良かれと思ってした行動（相手の親への連絡や学校への強い抗議など）で、こどもがさらに傷つき心を閉ざすことがある。こどものペースを尊重し、こどもの希望に寄り添いながら伴走する姿勢が重要である。	「5 それぞれの役割」の「(4) 保護者」に、「保護者は…こどもの変化に気づいたときには、こどもの支援者として学校の教職員や専門職とも相談しながら、こどもの話を丁寧に聴き、こどもの健全な育成に責任をもって取り組みます。」という記載がご指摘の点に関連します。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
23	いじめの背景には、家庭内でのストレスや困難が隠れていることがある。いじめをした子の	「4 明石市のいじめ対策」の「身近な大人（保護者や教職員）が相談しやすい相手であるために、保護者や教職員が

	保護者に対しても、必要に応じて福祉的な支援につなぐというアプローチを明記することが、抜本的な解決に繋がる。	心のゆとりをもてる社会環境を整えることも、市の役割であると考えています。」という記載、「5 それぞれの役割」の「(4) 保護者」の「こどもを支える中で保護者が疲弊したときは、ひとりで抱え込まず、保護者自身も支援を求めます。」という記載がご指摘の点に関連します。 いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
24	放課後児童クラブなどのこどもの居場所や、地域のスポーツクラブ等でのいじめも想定し、これらの施設職員や指導者との連携についても明記した方がよい。	放課後児童クラブや地域のスポーツクラブ等でのいじめについては、学校の教職員や保護者以外の大人がこどもを指導する場であり、これらの場においていじめが起きた場合、運営主体との連携が必要であることはご指摘のとおりです。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
25	学校から教育委員会への報告内容について、当事者が早期に確認関与できる仕組みを基本方針に明確に位置付けるべきである。	本基本方針は、本市のいじめ対策の基本的な方向性や考え方を示すものと位置づけています。そのため、具体的な対応手順や業務フロー等についての記載は見送らせていただきました。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
26	初動対応の適否が、初動段階において確認・検証が可能となる仕組みとしてされる必要がある。初動段階における対応等について書面記録を作成し、管理職の確認を経ることを明記すべきである。	
27	保護者への説明は、担任個人とするのではなく、管理職を含む組織的対応とし、記録化を原則とすべきである。	
28	いじめをする子の保護者にも問題がある場合、その保護者への説得や話し合いの場を設けるなど、根本的ないじめ解決に向けた対策も盛り込んでほしい。	いじめへの対応は、学校と保護者が共にこどもを支える視点を持ち、協力しながら実践していくものと考えています。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
29	被害事実確定前でも、児童生徒間の分離措置その他の暫定的な措置を速やかに講じることを基本方針上明確にすべきである。いじめをしたとされる児童生徒への対応についても、成長支援という抽象的記載にとどめず、初動段階から別室対応その他の措置を講じ、自らの行為の意味を理解し、再発防止につなげる機会を確保することを明記すべきである。暫定的な措置が先延ばしされないように、判断期限、第三者または専門職の関与等について、制度上の担保を設けるべきである。	本基本方針は、本市のいじめ対策の基本的な方向性や考え方を示すものとして位置づけています。そのため、具体的な対応手順や業務フロー等についての記載は見送らせていただきました。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
30	いじめに伴う身体的被害が疑われる場合には、受診勧奨の基準、保護者への連絡事項、学校内報告の手順等を一定の書面基準として明	

	確化し、管理職の確認を要する仕組みを整えるべきである。	
31	事案発生時には、専門的知識を有する支援チームが速やかに関与し、支援する仕組みを整えるべきである。	現在、明石市立学校においては、いじめを認知したら、すみやかに学校いじめ対策委員会で情報共有をし、組織的に対応することを徹底しています。学校いじめ対策委員会には、事案の内容に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職が入ることもあります。 いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
32	いじめ対応は困難な課題だが、理念が実効的なものとなるために、どのような事案であってもこどもの安全確保を最優先に実効的に機能する制度として整備されるべきである。	ご指摘のとおり、こどもが安心安全に暮らせることが最優先であると考えております。 いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
33	いじめが原因で不登校になった子が、内申点が足りずに志望校に行くことができないという状況にならないようにしてほしい。	いじめをきっかけに不登校になった子が不利益を受けないようにすることは、いじめへの対処において大変重要な視点であると考えております。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
34	6ページの図の中にある「SOSボタン」とは何か。	市内小・中・養護学校で導入しているこども用の一人一台端末のタブレットから、こどもが自らSOSを発信できるようになっています。タブレットからSOSが発信されると、教職員が教職員用アプリで確認することができます。
35	いじめが“解消している”状態について、3か月間の注視期間に、誰が・いつ・どのように状況を評価するのか、具体的なフローで示してほしい。	国の基本方針では、学校いじめ対策委員会において、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行することとされています。 本基本方針は、本市のいじめ対策の基本的な方向性や考え方を示すものとして位置づけています。そのため、具体的な対応手順や業務フロー等についての記載は見送らせていただきました。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
36	いじめが“解消している”状態について、解消と判断されたとたんに支援が途切れることを防ぐため、判断後も継続的な見守りが必要であることを明記すべきである。	本基本方針素案では、いじめが“解消している”状態について、国の基本方針から一部抜粋して記載をしておりました。今回のご指摘を踏まえて、「上記のいじめが“解消している”状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、“解消している”状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察します。」との記載を追加しました。
37	保護者の不信感を防ぐためには、調査結果だけでなく調査の進捗状況も適宜双方の児童生徒・保護者に共有する姿勢が必要である。	いじめの重大事態の調査においては、いじめをされた子を守ることを最優先に取り組みます。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。

38	重大事態の調査組織については、教育委員会から完全に独立した立場を担保することを明記してほしい。	いじめ重大事態の調査組織は、教育委員会または学校の下に設置するものと法定されていますが、国のガイドラインに則り、個別のケースの事情に応じて、外部の職能団体に委員の推薦を依頼する方法により、調査委員の第三者性および専門性を確保していきます。いただいたご意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
----	--	--